

制度の検討状況について

I. 基本方針（骨子案）

II. 対象品目（案）

個人情報保護対策（案）

III. 再資源化事業計画の認定基準（案）

①再資源化基準

②広域についての基準

③認定事業者の能力、施設の基準

IV. ガイドライン（案）

①認定申請ガイドライン

②市町村と認定事業者の契約関連

③使用済小型電子機器等の回収方法関連

Ⅰ. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針 骨子案

まえがき

- 制度制定の背景等

一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

- 制度の基本的な考え方
- 関係者の適切な役割分担の重要性について

二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

- 回収率（又は回収量）の確保の重要性について
- 回収率（又は回収量）の見直しについて

<論点> 回収率（又は回収量）の定義について

- ・ 過去に行ってきたモデル事業では、回収率について、
回収率＝各モデル事業における回収台数／各モデル地域における潜在的回収可能台数
と定義を行い、回収率を計算。
- 今後は台数把握は困難。
- ・ EUでは4 kg/人という重量目標を立てている例あり。
- ・ 他方、回収率の目標の方が回収量の目標よりもわかりやすいという意見あり。
- ・ 回収率（又は回収量）に含める範囲（リユースの扱い等）についても、検討中。

三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

1 消費者及び事業者の取組

- ・ 消費者は市町村が定める分別基準に従い分別して排出すること。協力小売店その他適切なリサイクルを実施できる者がある場合にはそれも活用すること
- ・ 事業者は、認定事業者その他適切なリサイクルを実施できる者に対し、廃棄物処理法のルールに則って処理を委託すること

2 地方公共団体の取組

- ・ 市町村は、使用済小型電子機器等の適切な分別収集の一層の推進に努めること。また、市町村は、使用済小型電子機器等の再資源化に協力しようとする住民のために普及啓発を行うとともに、住民が簡便に排出できる環境を整えるように努めること。
- ・ 市町村は、適切に再資源化できる者に引き渡すことで、国内外での環境汚染を防止すること
- ・ 都道府県は、管内の市町村に参加を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい分別収集方法を助言するなど、市町村の分別収集に協力すること

3 小売業者の取組

- ・ 市町村又は認定事業者と連携して、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めること

4 認定事業者の取組

- ・ 再資源化の実施の状況について透明性を確保すること

5 製造業者の取組

- ・ 設計、部品、原材料の工夫に努めることにより再資源化に要する費用の低減に協力するとともに、再資源化により得られた物の利用に努めること

6 国の取組

- ・ 出来るだけ多くの市町村の参加を促進するため、①市町村の参加を促進するための財政等支援、②ガイドラインの策定、③市町村に対する参加の呼びかけ、④参加市町村名の公表を行うこと。また、小売業者にも参加を呼びかけること。
- ・ 国民に対する普及啓発を行うこと。
- ・ 使用済小型電子機器等の回収量や再資源化の実態について情報を収集・整理し、活用して適切な措置を講じていくとともに、使用済小型電子機器等からの部品及び材料の分離など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援すること。
- ・ 違法な不用品回収業者対策、海外における不適正な処理を防止するためのバーゼル法及び廃棄物処理法の更なる適正な施行、運用等を実施すること。

四 環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

- 小型電子機器等のリサイクルの意義、リサイクル実施状況、リサイクルにより得られた有用金属などの利用状況などの普及啓発について

五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項

- 適正なリユースの促進について
- 使用済小型電子機器等の排出後のフローの把握について

六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

- 携帯電話やパソコン等個人情報を含む使用済小型電子機器等の再資源化にあたっては個人情報を適切に処理すべきこと。
- 労働安全衛生上問題のない方法で再資源化を実施すべきこと

以上

II. 対象品目（案）

政令において対象品目を定めるにあたっては、一定の性質を持った品目を可能な限りカテゴリーに分けた上で、カテゴリー毎の記載方法とすることを検討している。カテゴリーの分け方の案及び当該カテゴリーに該当する具体的な品目の例としては、以下が考えられる。

なお、消費者へのわかりやすさの観点から、政令とは別に、対象品目を示すことを予定している。

カテゴリー（案）	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載しない)
携帯電話及びパソコン	パーソナルコンピュータ ノートブック型／スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型（タワー型及び一体型を含む）、パーソナルコンピュータ タブレット型、携帯電話端末（公衆用 PHS 端末、スマートフォンを含む） タブレット型情報通信端末 等
ディスプレイ、プリンター、キーボード、スキャナーその他の入出力装置	プリンター、フォトプリンター、モニター（パーソナルコンピュータ用）、キーボードユニット 等
補助記憶装置	補助記憶装置（ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード）、ゲームソフト 等
通信装置（携帯電話及びパソコンを除く）	電話機、ファクシミリ、模型無線操縦用送受信機、変復調装置（モデム）、ルーター・スイッチ、カーナビゲーションシステム、ETC 車載ユニット、VICS ユニット 等
電子辞書、電卓その他の事務用機器	ワードプロセッサ（モニターを含む）、電卓、電子辞書 等
映像機器	ビデオテープレコーダ／プレーヤ、DVD レコーダ／プレーヤ、BD レコーダ／プレーヤ、マイクロホン、BS/CS アンテナ、カーチューナ、カーカラーテレビ 等
音声機器	テープレコーダ、CD プレーヤ、MD レコーダ／プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、IC レコーダ、補聴器、カーラジオ 等
カメラ	フィルムカメラ、デジタルカメラ
家庭用ゲーム機その他の電気電子応用が 具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）等

電気光学機器（カメラを除く）	スライド映写機、ビデオプロジェクション、プロジェクタ 等
空調用電気機械器具	除湿機、加湿器、扇風機、空気清浄機 等
電熱器具	電気アイロン、電気ストーブ、電気カーペット、電気こたつ、炊飯器、電子レンジ、トースター等
電気掃除機	電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
調理用電気機械器具（電熱器具を除く）	ミキサー、ジューサー、フードプロセッサ、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機 等
計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスメーター（体組成計・体脂肪計）、電子式料理用はかり、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計等
電気マッサージ器、電動式吸入器その他の電気医療機器	家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器 等
電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ（懐中電灯を含む）
電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ 等
電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター等
その他の小型電子機器等（記載方法は要検討）	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、食器洗い乾燥機(卓上型)、時計、電気ハサミ、電動式鉛筆削り機、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気レコードクリーナー、電気アクアリウム用品、電気オルゴール、電動ミシン、電動つり用リール 等
上記の付属品	リモコン、ACアダプタ、プラグ・ジャック、ケーブル、充電器（健康機器、美容機器、カメラ等の充電器）、ゲーム用コントローラ等

以上

個人情報保護対策（案）

回収段階における個人情報保護対策

- 消費者自身であらかじめ個人情報を削除してから排出するよう普及啓発
 - ※ 個人情報消去にあたって高度な操作を要する機器や、消去作業を行うことが困難である消費者(高齢者等)について十分に考慮し、データの消去方法や消去可能な場所に関する情報を消費者に提供
- 盗難防止対策
- 個人情報保護に係る管理体制（責任の明確化、職員研修、委託先の監督、等）
- これらの対策が実施できる市町村・小売店に限り、個人情報を含む機器を回収する

表 市町村及び小売業者が使用済小型電子機器等の回収段階において
個人情報保護対策を講じるべき範囲における個人情報の漏洩リスクと保護対策

		個人情報漏洩 リスク	個人情報保護対策	
			排出・回収時	保管時
排出者		—	・個人情報等のデータを消去してから排出することを排出者に呼びかける	—
市町村・ 小売業者	ボックス回 収	・盗難	・盗難防止対策 例) ボックスの施錠 ・データ消去を呼びかける掲示	・盗難防止対策 例) 施錠できる場 所での保管
	ステーショ ン回収	・盗難	・盗難防止対策 例) コンテナの施錠又はス テーションへの人の立ち 会い	・盗難防止対策 例) 施錠できる場 所での保管
	ピックアップ 回収	・盗難	・盗難防止対策 例) ピックアップの対象とな る回収区分の組成によっ て使用済小型電子機器等 が大宗を占める場合には、 コンテナの施錠又はス テーションへの人の立ち 会い	・盗難防止対策 例) 施錠できる場 所での保管
	対面回収	・盗難	・対面回収時の対策 例) データ消去確認、デー タ消去、物理破壊※	・盗難防止対策 例) 施錠できる場 所での保管

※ データ消去や物理破壊は機器の種類や者（市町村・小売業者）の能力に応じて行うこととする。

再資源化段階における個人情報保護対策

- 効果的なセキュリティ機能を備えた場所に保管すること
- 保管場所、作業場所は、適切な入室管理が行われていること（監視カメラ設置、24時間体制の警備システム等）
- 回収から引渡までの作業をマニュアル化し、適切な社員教育を行うこと
- 引取量を重量ベースで把握すること
- 個人情報が含まれると思われる部品は、物理的な破壊を行うこと

Ⅲ. 再資源化事業計画の認定基準（案）

① 再資源化基準

法第10条第3項第1号にて、再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切でありかつ廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保に資することについて、基準を設けることになっている。

収集運搬

（環境管理・労働安全について）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること

（情報漏洩防止措置について）

- 効果的なセキュリティ機能を備えた場所に保管すること
- 保管場所、作業場所は、適切な入室管理が行われていること（監視カメラ設置、24時間体制の警備システム等）
- 回収から引渡までの作業をマニュアル化し、適切な社員教育を行うこと

中間処理

（環境管理・労働安全について）

- 技術的かつ経済的に可能な範囲で、二次電池の事前取り外しを行い、短絡防止措置を実施すること。また、取り外した二次電池を適正処理可能な国内の事業者へ引き渡すこと。
- フロン類については、自社で回収可能な場合は回収し、回収できない場合は他者に委託して回収すること。
- 技術的かつ経済的に可能な範囲で、ガスボンベ、蛍光管、トナーの事前取り外しを行うこと
- 有害廃棄物となるような部品・産物は基本的に適正処理可能な国内の事業者へ引き渡すこと
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること

（情報漏洩防止措置について）

- 個人情報が含まれると思われる部品は、物理的な破壊を行うこと
- 回収から引渡までの作業をマニュアル化し、適切な社員教育を行うこと
- 効果的なセキュリティ機能を備えた場所に保管すること
- 保管場所、作業場所は、適切な入室管理が行われていること（監視カメラ設置、24時間体制の警備システム等）
- 引取量を重量ベースで把握すること

(有用資源の濃縮・回収について)

- 一定以上の有用資源濃縮能力があるプロセスを有しており、使用済小型電子機器等の解体・破碎を行うときは、鉄、アルミニウムその他の金属類については、技術的かつ経済的に可能な範囲で回収するよう努めること
- 基板等が非鉄回収事業者、鉄系産物が製鉄事業者（電気炉等）、アルミニウム系産物がアルミニウム精錬事業者に売却可能であること
- 投入物と産物の重量（プロセスのマテリアルバランス）が把握できること

(売却・引渡先の適正性)

- 有害廃棄物となるような産物は基本的に適正処理可能な国内の事業者を引き渡すこと
- 基板等については、非鉄の回収に定める基準を満たす非鉄回収事業者を引き渡すこと
- 鉄系産物については、製鉄事業者（電気炉等）を引き渡すこと
- アルミニウム系産物については、アルミニウム精錬事業者を引き渡すこと
- プラスチックについては、再資源化又は熱回収（※1）を行う事業者を引き渡すこと
- 処理残渣については、適正処理可能な国内の事業者を引き渡すこと
- その他（部品リユース等）については、適正な事業者を引き渡すこと

※1 「熱回収」とは、プラスチック等を燃焼させることにより熱エネルギーを得ることを意味する。その熱をどのような用途・形態で利用するかの制限は特にない（発電利用等も含まれる）。

非鉄の回収

■Cu, Au, Ag, Pd, Pt, Pb, Zn, Sb, Bi, Cd, Hg, Se, Te が回収・適正処理されていること（※2）

■各種排出基準等を遵守した操業を行っていること（海外で処理する場合は日本と同等の基準を満たしていること）

※2 再資源化計画においてその他の鉱種を回収することを明記している場合は、当該鉱種が一定程度濃縮された産物を引き取ったときに回収可能であること。

再使用する場合の基準

使用済小型電子機器等として回収した物を小型電子機器等としてリユースしようとする場合には、適正なリユースが確保されるものであること。

② 広域についての基準

法第10条第3項第2号にて「区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資する」ことについて基準を設けることになっている。

採算性や公平性の観点から以下をいずれも満たすこと。

指標	基準	備考
都道府県数	隣接する3都道府県以上	北海道と沖縄県については例外とする
人口密度	当該地域における人口密度1,000人/km ² 以下	

●採算性の観点：回収金属の売却益により再資源化を実施する本制度において、円滑に制度を施行するためにはある程度広域で事業を実施する必要があることから、事業対象とする都道府県数の下限値を設定する。

●公平性の観点：人口密集地域のみを対象としたいわゆる“いいとこ取り”を回避することが空白地域を生じさせない上で重要であることから、人口密度の上限値を設定する。

③ 認定事業者の能力、施設の基準

法第10条第3項第3号にて、認定事業者及びその委託先の能力並びに施設の能力について基準を設けることになっている。

廃掃法第9条の9に規定する広域的処理大臣認定制度の基準を参考に、以下のような基準を満たすこと。

- 周辺的生活環境保全上の支障がないように措置を講じた施設であること
 - 認定事業者及び委託を受ける者の責任の範囲が明確であること
 - 認定事業者及び委託先が知識・技術・経理的基盤を有すること
- 等

以上

IV. ガイドライン（案）

認定申請ガイドライン <認定事業者向け>

認定事業者が、再資源化事業計画を作成あるいは変更し、それを申請するにあたって、計画に記載すべき事項や手続きの方法並びに詳細な審査基準を定める。

市町村と認定事業者の契約関連 <市町村、認定事業者向け>

法第五条には市町村が認定事業者などに引き渡しを行う責務、法第十二条には認定事業者が市町村から引き取る義務が定められているところ。市町村と認定事業者が、引き渡しの契約を締結するにあたり、業者の選定方法、契約方法、双方で取り決めて契約に記載すべき事項等のガイドラインを作成するとともに、引き取り義務の例外を示す。

使用済小型電子機器等の回収方法関連 <市町村、小売業者向け>

法第五条には市町村が分別収集する責務、法第八条には小売店が協力する責務が定められているところである。市町村や小売店が行う回収の方法や回収に際しての留意事項を、ガイドラインとして示す。

（市町村回収）

市町村における使用済小型電子機器等の回収方式としては、下表に示す6つの方式が想定される。各方式の概要は以下のとおり。これらのうちどの方法を（組み合わせて）選択するかは市町村ごとに地域の実情に合わせて判断する。

	概要
ボックス回収	<ul style="list-style-type: none"> 回収ボックス（回収箱）を様々な地点に常設し、排出者が使用済小型電子機器等を直接投入する方式。 モデル事業の例では、回収ボックスの設置場所として以下が挙げられる。 公共施設（市役所等）、スーパー、家電販売店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等
ステーション回収	<ul style="list-style-type: none"> 現行の分別収集体制においてステーション（ごみ排出場所）ごとに定期的に行っている資源物回収に併せて、使用済小型電子機器等に該当する分別区分を新設（回収コンテナ等を設置）し、使用済小型電子機器等を回収する方式。 モデル事業の例では、ステーションは有人（指導員等）の場合が多い。
ピックアップ回収	<ul style="list-style-type: none"> 従来的一般廃棄物の分別区分にそって回収し、回収した一般廃棄物から使用済小型電子機器等を選別する方式。 ピックアップ作業はピット投入前のプラットフォームで行うケースやベルトコンベアにて行うケース等、様々な方法が存在。
集団回収・市民参加型回収	<ul style="list-style-type: none"> 既に資源物の集団回収を行っている市民団体が使用済小型家電を回収する方式。※集団回収・市民参加型回収については、廃棄物処理法に適合する形で実施する必要がある。
イベント回収	<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベントにおいて回収ボックス等を設置し、参加者が持参した使用済小型電子機器等を回収する方式。
清掃工場等への持込み	<ul style="list-style-type: none"> 清掃工場等へ消費者が使用済小型電子機器等を持参する方式。

(小売店回収)

小売店による協力の方法と回収の方式は、下表に示す通り。

小売業者による協力の方法	回収方式		概要
①市町村による使用済小型電子機器等の回収に協力する	小売業者と市町村が委託契約を結ばない場合	ボックス回収	・市町村の管理責任で店頭を設置し、集まった使用済小型電子機器等を市町村に引き渡す。
	小売業者と市町村が委託契約 [※] を結ぶ場合	ボックス回収	・小売店の管理責任で店頭を設置し、集まった使用済小型電子機器等を市町村に引き渡す。
		店頭回収	・小売業者が店頭において、対面で消費者から使用済小型電子機器等を引き取る。
②自ら認定事業者となる	店頭回収		・小売業者が店頭において、対面で消費者から使用済小型電子機器等を引き取る。
③認定事業者から使用済小型電子機器等の回収の委託を受ける	ボックス回収		・小売業者が回収ボックスを店頭を設置し、排出者が使用済小型電子機器等を直接投入する方式。 ・認定事業者から委託を受ける場合、回収ボックスの管理者は認定事業者又は委託を受けた小売業者。
	掃り便回収		・小売業者が商品を消費者に配送した際、その掃り便で消費者から使用済小型電子機器等を回収する方法。

※廃棄物処理法施行令第4条に規定する一般廃棄物の処理委託基準を満たす必要がある。